

第 32 回労供労組協総会議案書

日時：2015 年 4 月 16 日（木）、午後 2 時より

場所：タブレット根岸 5F 会議室

もくじ

はじめに	2
I. 2014 年度経過報告	2
II. 2015 年度活動方針	14
資料	
1. 労働者供給事業関連労働組合協議会運営規定	15
2. 労供労組協名簿	16
3. 労働者供給事業許可組合・許可番号等リスト	17
4. ろうきょう 第 53 号、54 号	22
5. ろうきょう通信 No.52、No.53	28
6. 介護・家政職ユニオンと企業組合ケアフォーラムの関係	31
7. 供給労働者を派遣期間制限の例外とすることを求める要請書	32
8. 東京労働局による IT 企業の行政処分	33
9. 介護労働者の処遇改善に関する要請書（全港湾介護・家政職支部）	39
10. 東京都労働者派遣事業適正運営協力員名簿	41
11. 東京都労働者派遣事業適正運営協力員会議資料	43
12. 第 36 回しごと情報ネット運営協議会資料	57
13. 3・10 院内集会レポート	60
14. 労働者派遣法改正関係資料	65

議事次第

- 開会
- 議長挨拶
- 議事
 - 第 1 議題 2014 年度経過と 2015 年度活動方針提案
 - 第 2 議題 2014 年度決算報告と会計監査
2015 年度予算提案
- 役員選出 2015 年度役員選出
- 記念講演「外部労働市場と労働組合の労供事業」
講師：JILPT 労使関係部門統括研究員 濱口桂一郎氏
- 閉会

はじめに

昨年は、労供労組協結成 30 年の節目の年でした。11 月 28 日には、連合、厚生労働省、労供研究会など関係者の参加をいただき、講演会、祝賀会を開催するとともに、DVD 作成など記念事業を行いました。労働者派遣法に反対して結成された労供労組協は、いわゆる外部労働市場における労働者の就労と雇用の安定のために、さまざまな努力をしてきました。30 年を振り返りながら、労供労組協のさらなる発展を決意した 1 年でした。

今年は、労働者派遣法が成立して 30 年にあたります。現在、通常国会に提出されている労働者派遣法改正案は、いままで、臨時的・一時的労働であった派遣労働者を常態として使用できるようにするものであり、労働者派遣法の制定趣旨とは全く異なった労働力需給調整制度をつくるものです。派遣労働者のキャリアアップを図り、内部労働市場に派遣を取り組む形になるわけですが、雇用関係によって労働者を保護しようとした労働者派遣法では労働者保護を実現できなかったわけですから、この機能は労働者の団結によって労働者保護をはかる労働組合が行う労働者供給事業が本来的に発揮して実現すべきものです。

労働者供給事業を職業人として働く労供労働者の待遇改善と働く環境整備・制度整備が今ほど求められているときはありません。労働者供給事業は少しずつですが広まりつつあります。労働組合が行う労働者供給事業を、自ら雇用を創り出し、自らの職業能力を高める、企業に帰属しない労働者の輝ける営みとして、さらに発展させていきましょう。

I. 2014 年度経過報告

1. 主な活動課題

(1) 労供労働者の権利の維持・拡大

- ① 労働者派遣法に反対し、労働者供給事業法の制定に向けて要綱案を検討する。
- ② 労働・職安行政の動向に対応し、労働者供給事業の拡充を図る。
- ③ 労供労働者の均等待遇とディーセントワークの実現を目指す。

2 度にわたり廃案になった労働者派遣法ですが、政府は 3 月 13 日に労働者派遣法の改正案を閣議決定しました。今国会で成立させ、2015 年 9 月施行を目指しています。

改正案の内容はこれまでの専門 26 業務をなくし、どんな職種でも 3 年ごとに労働者を交代させれば永久に派遣を使えるなど、派遣が固定化されると懸念されています。

また、期間制限がなかった専門 26 業務が廃止され、全ての業務に原則 3 年という期間制限が設けられます。この期間制限は、労供組合で行う、供給・派遣において影響があることから、昨年、1 月 27 日に厚生労働省に対して要請（資料 7「供給労働者を派遣期間制限の例外とすることを求める要請書」参照）を行っています。

供給・派遣においては、表向きは労働者派遣となり、派遣法の規制を受けます。業務や期間等に一切制限のない本来の労供事業を営むためには、方針にも掲げている通り、労供組合が社会労働保険の適用事業者となるか、労働者供給事業法の制定が必要不可欠です。

労働者供給事業法については、これまで 3 役を中心に討議を進めてきましたが、今期は進展が見られませんでした。

労供組合の業種等の違いにより、その業態は多種多様で一様ではないため、論点について整理しきれいていません。引続き、要綱案作成に向けて検討を進めていきたいと思ひます。

(2) 「供給・派遣」などによる労働者事業体の強化・発展

- ① 「供給・派遣」や「供給・請負」などにおける事業体として労働者協同組合の活用を検討する。
- ② しごと情報ネットの活用をはかる。
- ③ 違法な派遣、請負、労供を摘発し、労働条件や法令順守などにおける供給の優位性を示す。

【全国労供事業労働組合連合会（労供労連）】

労供労連は、結成からちょうど14年が経ちます。この間、連合と交運労協、そして労供労組協に加盟して、労供労組としての独自性を発揮し、非正規労働者の中でも約480万人の「臨時・日雇型」に分類される労働者に対する政策・制度要求面での主張をしてきました。

一方、労供労組による外部労働市場の支配力を強め、運輸業界や労供先企業との契約関係を拡大させることを目的に首都圏において数年前から目指してきた新規加盟問題が、昨年総会において決着し、首都圏における生コン就労組合員の労働時間の統一労働協約に向けた取り組みが進みました。その結果、首都圏、関西圏で4単組、約4,230名の組織人員となりました。

我々の主な供給先であるトラック業界の中小零細企業は、燃料費の高騰や環境対策装備の経費増にもかかわらず輸送運賃の低迷により運転手の賃金労働条件が悪化し、慢性的な運転手不足という状態に陥っている。主な供給先事業所の一つである生コン輸送業界も、アベノミクスによる公共事業の復活や東京オリンピック需要増への期待もあったが、東京地区以外の首都圏をはじめ全国的に生コン出荷量の減少が続き、依然として厳しい状況の中、高齢化と就労組合員数の減少から供給不足に陥っています。

また、東京段階では、清掃事業の都区移管に伴う局収車の減車と清掃公務員労働者の削減、請負契約の競争入札と低運賃化などの行財政改革が進む中で、清掃に継続就労する組合員が大巾に増え、労供事業における日々就労と雇用・健保・年金などの一般法との関係が問題となっている。更に最近の問題は、派遣法の規制強化の抜け道として会社主導で労供労組を結成する名ばかり労働組合が増えて賃金労働条件を引下げていることです。

それだけに職安法における労供事業の例外の一つが派遣法として制定された様に、元々の例外である労働組合による労供事業の法制定運動を強化していきたい。そして、過去の供給契約から落ちこぼれた企業との再契約によって、生コンと清掃、一般トラック、そしてタクシーというバランスの取れた多様な供給先企業の回復による労供事業の拡大に取り組んでいかなければなりません。

今後も、非正規労働者が増える状況下で、企業と労働者個人の労働契約から我々のように労働組合の集団力による供給契約の優位性を発揮して適正な賃金労働条件の獲得を目指すと共に日雇い雇用保険・特例健康保険制度の拡充と受給条件の緩和を求め、労供事業法制定に向けて他の労供労組に対して労供労連への結集を呼びかけ、引き続き連合、交運労協、労供労組協との連携を強めていきます。

【全国建設労働組合総連合（全建総連）】

全建総連での労働者供給事業は、東日本大震災による福島の応急仮設・木造住宅建設の取り組み支援で緊急に実施され、多くの成果と教訓等を得ました。建設業の派遣は職業安定法 44 条で禁止されており、労働組合が労働局の許可を受け無償で行う場合にのみ許可されています。昨年 11 月に発生した長野県神城断層地震の際にも、県から応急仮設住宅建設の前向きな依頼があったものの、豪雪地帯から積雪がある前の年内入居を被災者から懇願され、残念ながら供給事業には至りませんでした。

全建総連の加盟組合では、埼玉土建が 3 つ目の企業となる大手パワービルダーとの供給事業を始め、より安定した体制づくりの検討、千葉土建でもパワービルダーとの事業開始が予定、神奈川土建では労働者供給事業の学習を行うなど、労働者供給事業の開始に向けた準備や検討、学習が始まりつつあります。

【全日本港湾労働組合（全港湾）】

全港湾の労働者供給事業

全港湾では全港湾中央本部が取得した労働者供給事業許可下での事業と、全港湾の支部が独自で取得した労働者供給事業許可下での事業とで労働者供給事業をおこなっています。中央本部と支部独自とを合わせて、供給先企業が 75 社、供給対象組合員が月平均 897 人（常時供給組合員 474 人、臨時供給組合員 423 人）となっています。

全港湾中央本部労働者供給事業

全港湾中央本部の労働者供給事業は、労働者供給事業を開始してから 9 年が経過しました。現在、13 支部 15 事業所で事業をおこなっています。供給職種は「介護支援専門員、一般事務の職業、家庭生活支援サービスの職業、介護サービスの職業、警備員、金属溶接・溶断工、機械整備・修理の職業、バス運転手、トラック運転手、トレーラートラック運転手、コンクリートミキサー車運転手、ダンプカー運転手、タンクローリー運転手、その他の自動車運転の職業、フォークリフト運転作業員、定置・建設機械運転の職業、港湾荷役作業員、陸上荷役・運搬作業員、倉庫作業員、荷造作業員、清掃の職業、その他の運搬・清掃・包装等の職業」の 22 職種です。供給先企業は 48 社となっています。供給対象組合員は月平均 736 人（常時供給組合員 389 人、臨時供給組合員 347 人）。事業として定着している状況です。年間の供給延人員実績は 41,442 人でした。供給延人員は一昨年度実績比 103%となっています。また、2015 年 7 月に 2 度目の許可更新期日を迎えます。

支部 事業所名称	職種 供給職種	月平均供給対象組合員数		
		常時供給 組合員	臨時供給 組合員	供給対象 組合員
小名浜支部	港湾荷役作業員 定置・建設機械運転の職業	49	0	49
宮古支部	港湾荷役作業員	0	0	0
塩竈支部	港湾荷役作業員 トレーラートラック運転手	6	50	56
新潟支部	港湾荷役作業員 倉庫作業員 トラック運転手 機械整備・修理の職業	59	176	235

伏木支部	港湾荷役作業員 倉庫作業員 その他の運搬・清掃・包装等の職業 定置・建設機械運転の職業 フォークリフト運転作業員 トラック運転手 トレーラートラック運転手 コンクリートミキサー車運転手 ダンプカー運転手 タンクローリー運転手 機械整備・修理の職業 警備員	10	9	19
敦賀支部	港湾荷役作業員 倉庫作業員 陸上荷役・運搬作業員	0	0	0
七尾支部	港湾荷役作業員 倉庫作業員	0	67	67
直江津支部	港湾荷役作業員 倉庫作業員 陸上荷役・運搬作業員 定置・建設機械運転の職業 フォークリフト運転作業員	7	45	52
横浜支部	トレーラートラック運転手	1	0	1
東京支部	その他の運搬・清掃・包装等の職業 定置・建設機械運転の職業 トレーラートラック運転手 バス運転手 警備員	39	0	39
介護家政職支部	介護支援専門員 一般事務の職業 家庭生活支援サービスの職業 介護サービスの職業	87	0	87
介護家政職支部 甲府事業所	介護支援専門員 一般事務の職業 家庭生活支援サービスの職業 介護サービスの職業	24	0	24
介護家政職支部 介護・家政職ユニオン 金沢むつみ会	介護支援専門員 一般事務の職業 家庭生活支援サービスの職業 介護サービスの職業	45	0	45
香川県支部	港湾荷役作業員 倉庫作業員 定置・建設機械運転の職業 フォークリフト運転作業員 トラック運転手	28	0	28
鹿児島支部	港湾荷役作業員 倉庫作業員	34	0	34
		389	347	736

(2014年4月現在)

【介護・家政職ユニオン（全港湾、介護家政職支部）】

田園調布派出看護婦家政婦労働組合、甲府派出家政婦労働組合、金沢むつみ会の3つの労組が母体となって、全港湾の介護家政職支部を結成、労働者供給事業を行っています。2000年にスタートした介護保険制度は大きな環境変化をもたらすこととなり、ユニオンは、別法人として「企業組合ケアフォーラム」を設立、現在その3つの指定訪問介護事業所と各家庭（個人）に介護職と家政職を供給しています。

介護保険制度は家族（特に女性）の介護労働を緩和し、利用者がサービス事業者を選択できる市民本位のシステムをめざすとしてきましたが、現在大きな曲がり角に来ています。

超高齢化社会の到来で介護サービスの需要が増加しているにもかかわらず、介護労働者の労働条件改善は進まず、一般労働者との所得格差は月10万円とも言われています。厚生労働省は2025年には介護労働者が30万人不足すると推計し、2010年から介護労働者の処遇改善加算制度をスタートさせ、今回も加算措置を拡大しました。しかし、一方では介護部門への外国人労働者導入も進めようとしており、処遇改善は簡単には進みそうもありません。

さらに、政府は増大する国の財政負担を減らそうと、今年度はかつてない大幅の介護報酬引き下げを行いました。これが介護事業者の経営を圧迫することは確実であり、処遇改善が順調に行われるか疑問視される状況を生み出しています。また、これまで政策的にも重視されてきた介護の「予防」部分については、法改正によって介護保険制度から切り離され、3年以内に市町村の事業に移行することになりました。これも今後の水準引き下げにつながることは確実です。

介護家政職支部はこうした事態に対応するため、昨年12月大田区に隣接する世田谷区と交渉を行い、今年3月には厚生労働省と交渉を行いました。これまでの全港湾単独ではなく全国ユニオン加盟の東京ユニオンヘルスケア支部と共闘体制を組み、共同して介護事業と介護労働者の処遇改善へ向けて取り組んでいく決意です。

【全日本建設運輸連帯労働組合（連帯ユニオン）】

1. 全日建は、近畿地本（1987年）、関東支部（2003年）、静岡支部（2010年）、中央本部（2011年）で労供事業許可を取得して、各地で事業に取り組んでいます。
2. 近畿地本については近畿地本が別途報告しているとおります。
3. 関東支部の供給職種は自動車運転手で、現在の供給先企業は4社（生コン輸送2社、セメント輸送2社）となっています。2014年度（14年4月1日～15年3月31日）の供給実績は延べ人員1,749名、月平均146名（常時供給組合員9名）です。
4. 静岡支部の供給職種は自動車運転手で、現在の供給先は2社（いずれも生コン）で、2014年の供給実績は月平均20名（常時供給組合員1名）です。
5. 中央本部は2011年8月に許可を取得。これにもとづき、2012年2月に全日建仙台センターが許可を取得して、仙台市の震災復興支援事業（仮設住宅の被災者を対象とした通院、買い物等の送迎事業）に供給を開始しました。2014年の供給実績は月平均17名（常時供給組合員2名）です。
6. 日々雇用労働者の労働条件向上について

14春闘においては、首都圏の生コン工場等で日々雇用労働者の賃上げを要求する行動に取り組みました。供給先での賃上げは、生コン日額200円や交通費増額、バラ日額1

00円と交通費増額の賃上げを勝ち取りました。

また、太平洋セメントの子会社・東海運では、全日本ドライバーユニオンとの二重加盟となっているバラセメント輸送職場で日額60円、トレーラー手当日額50円の賃上げを勝ち取りました。

15春闘においては、現在引き続き交渉中の職場もありますが、バラ日額100円、生コンで福利厚生の実等回答を引き出しています。

引き続き日々雇用労働者の賃金労働条件の改善に取り組みます。

【電算機関連労働組合協議会（電算労）、コンピュータ・ユニオン】

電算労、コンピュータ・ユニオンでは労供の許可を1983年12月に取得し、翌年1984年から労供事業を開始しています。2001年4月からは企業組合コンピュータユニオンで一般労働者派遣事業の許可を得て供給・派遣を始めました。

現在、供給・派遣の仕組みにおいて、派遣事業体を企業組合コンピュータユニオンではなく、従来の取引先が派遣事業体となる直供給が増えてきています。

現在、直供給も含めて、供給・派遣がおよそ5分の3となっています。残りの5分の2の組合員は個人事業主として、個人契約で就労しており、国民健康保険、国民年金になっています。

稼働率は2009年5月にそれまでの最低を記録し、現在は約95%にまで回復しました。案件数も増えており、これまでは年齢制限など就労条件が厳しかったのが緩和され、年齢制限のない案件なども増えていきます。

企業組合コンピュータユニオンは供給・派遣が始まる前、1993年に発足しており、供給で仕事に就きにくい組合員のための仕事確保を目的に発足しました。

現在では、「生涯を通して組合で仕事に就く」ことを目的に、これまでのユーザからの依頼を受けてシステムを開発する、受注開発だけでなく、自らWeb会計システムを開発し、サービスとして提供することも行っています。

昨年6月より、これまでの労組会計（Ccu会計（パッケージソフト）とWeb会計）に加えて、Webアンケートシステムサービスを開始しました。

【日本音楽家ユニオン（音楽ユニオン）】

日本音楽家ユニオンでは、全国本部・各地方本部（北海道、東北、関東、中部、関西、中四国、九州）で供給事業を行っています。内容はクラシックからジャズ・ポピュラーまで多岐にわたっていますが、音楽業界の現状は以下の通り非常に厳しい状態が続いています。

- ・音楽、映像などのマルチメディア・コンテンツ市場は拡大し、コンテンツ流通の仕組みと、それを支える技術はますますその重要性を高めている。特にブロードバンドの普及によるストリーミング配信などは、新たな流通の可能性とともに、物（CDなど）の販売からサービスの提供へと音楽産業の業態の変化をももたらすことになる。
- ・2020年に開かれる東京オリンピック・パラリンピックへの対応等で、ホールの改修、補強工事や建て替えが相次いでいる。このため、活動の場であるコンサート会場の確保に支障を来している。
- ・私的録音および録画補償金制度は、いわゆる東芝訴訟での敗訴の影響で、本来の役割を

果たせずにいる。実演家の経済的基盤確立のため、制度全体を抜本的に見直し、新たな制度構築が急務となっている。

- ・オンライン・ミュージックなどの影響もあり、CD レンタルの利用者が減少している。それにより、大手事業者による寡占化が一段と進み、貸レコード使用料の徴収額は減少傾向にある。
- ・契約問題、出演料未払い事件を始めとし、非常勤講師の契約解除などフリーランスの音楽家（＝非正規雇用）にとって厳しい状況が続いています

そのような中、2014年11月、文化芸術推進フォーラム主催シンポジウム「五輪の年には文化省」が開催された。1994年、音楽議員連盟第16回総会において「文化省構想」の実現を活動方針のトップに据えてから20年以上が過ぎた。超党派・文化芸術振興議員連盟を中心に、文化団体と協力しながら「文化省」実現に向けた機運が高まっている。

<音楽ユニオンの取り組み>

現在の音楽業界は、需要の少ない市場へ過剰に音楽家を供給しています。多くの音楽事務所が価格破壊につながるような低価格の演奏料で音楽家の派遣を行っており、金額よりも演奏の場を求める音楽家はその流れを助長しています。さらに大震災後、ボランティアと称し無料での演奏を求められる状況が急激に増えています。

このような状況の中、関東地方本部では、2013年3月17日に、ミュージックの日の一環として、「君もプロの音楽家になれるか?!」と題したシンポジウムを開催しました。音楽家の厳しい現状を反映して仕事興し、キャリアサポートなどを主な目的としたもので、若い音楽家の参加がありました。

【サービス・ツーリズム産業労働組合連合会（株）フォーラムジャパン】

2014年度は、円安による現地費用の増加や航空運賃の上昇等による割高感があり、主要旅行業者の海外旅行取扱額は前年比で減少となりました。主要旅行業者の国内旅行取扱額は、懸念された消費税増税による旅行者数の減少とならず、海外旅行からのシフトの追い風もあり、比較的好調に推移しました。

これらの情勢が影響し、海外添乗事業は前年比で減少となったものの国内添乗事業が前年比で増加となり、経費削減の効果もあり結果的に増収増益となりました。

今後は需要が伸びている訪日旅行添乗やビジネスイベント（MICE）添乗の取り扱い増加が見込まれます。

派遣添乗員の労働時間管理については、派遣先の旅行会社の動向を鑑み、新しい賃金体系の導入にむけて労使協議を行っています。

引き続き安定した経営基盤の確立を目指すとともに、派遣労働者の処遇改善や旅行業界での地位向上に注力していきます。

【しごと情報ネットの活用】

厚生労働省が運営する「しごと情報ネット」は、民間の職業紹介事業者やハローワーク約 1 万の参加機関から提供される求人情報を提供する、求職者のためのしごと探しができるポータルサイトです。

発足当時（2001 年 8 月 8 日からサービスを提供）は正社員（直接雇用）の仕事情報だけでしたが、2003 年 7 月より供給先・派遣先のしごと情報の提供も開始しています。

労供労組協では一般参加機関として 9 事業所が参加していますが、現在しごと情報の提供は行われていません。

【違法な派遣、請負、労供の摘発】

情報サービス産業では構造的多重派遣が横行しており、法律違反が続いています。

2014 年には東京労働局による派遣元事業主に対する派遣事業停止命令及び業務改善命令が 2 件ありました。

1 件目は 2014 年 7 月 28 日付で「システムエンジニアを IT 企業へ『多重派遣』した事業主を行政処分」という事案でソフトウェア企業 3 社が社名公表されました。2 件目は 2014 年 12 月 11 日には、「移動通信サービス会社へ『多重派遣』を行っていた事業主を行政処分」という事案で 1 社が社名公表されましたが、この企業には 4 次下請けまでありました。他の産業には例がないような深い多重構造です。（資料 8-1「システムエンジニアを IT 企業へ『多重派遣』した事業主を行政処分」、資料 8-2「移動通信サービス提供会社へ『多重派遣』した事業主を行政処分」参照）

(3) 労供事業を行っている、あるいは、行おうとする労働組合との関係を維持し、労供労組協への参加を呼びかける。

今期は新規の加盟はありませんでした。

現在、全国の労供事業所 92 事業所の内、48 事業所が労供労組協加盟（資料 3「労働者供給事業許可組合・許可番号等リスト」参照）となっています。

今後も、全国の労供組合にろうきょう通信を送るなどして、労供労組協への参加を呼びかけます。

(4) 労働者派遣法が規制強化される中で、冊子「労供・派遣事業の手引き」やパンフレット「派遣はダメ！労供を始めよう」を活用し、労働組合関係団体に労供事業を働きかける。

「労供・派遣事業の手引き」は、供給・派遣の仕組みの開始に合わせて、2000 年 12 月に発行しました。これまで、労供を始めようとする組合などで利用されてきました。

パンフレット「派遣はダメ！労供を始めよう」は、2011 年 3 月に作成し、労供の特徴、利点を漫画で分かりやすく解説した小冊子です。これまで約 3,000 冊販売しています。

パンフレット「派遣はダメ！労供を始めよう」を活用し、多くの労働組合に労供事業を働きかけたいと思います。

そうした働きかけの成果として、連合の非正規労働センターの全国担当者会議で、初めて「労働者供給事業」の勉強会が実施されたり、板橋の現業ユニオンが労供許可申請を東京労働局に提出するなどの新たな動きがありました。

(5) 日雇雇用保険と特例健康保険適用の改善を求める。

非正規労働者が2,000万人を越えるといわれる中で「臨時・日雇型」に分類される労働者は約480万人に上ります。その内、日雇雇用保険の被保険者は2万人を切る状況で、僅か0.4%に過ぎません。

労供労組協ではこれまで、厚生労働省に対して日雇労働者の日雇雇用保険と日雇特例健康保険の受給要件緩和の要請などを行ってきました。

これからも、日雇労働者の保険適用を進めるよう、行政などに働きかけます。

2.他団体、行政との協力

(1) 國學院大學経済学部の労供研究会の成果を活かし、労供事業法制定運動を進める。

労供研究会 (<http://k-rokyoken.jp/>) は準備会を経て、2009年8月に國學院大學経済学部内に発足しました。

14回の研究会を経て、報告書「労働組合による労働者供給事業に関する調査研究報告書」を作成し、2012年2月23日にシンポジウム「労働組合による労働者供給事業の可能性－非正規労働問題の解決へ向けて－」を開催して同年3月31日でいったん終了しました。

労供研究会はその後、2013年7月より再開し、この間「労働者供給事業（労供）組合員の就労実態と意識に関する調査」（資料4-1「ろうきょう第53号」参照）を行いました。

調査結果は、労供の利点について、「仕事に関して」は「組合が仕事を紹介してくれる」が最も高く1.74ポイント、2番目は「会社に縛られず働ける」で1.35ポイント、3番目は「自分のペースで仕事ができる」で1.30ポイントでした。

「労働条件に関して」は「時給または日給が高い」が最も高く、1.38ポイント、2番目、3番目はそれぞれ、「都合のよい時間帯に働ける」が1.18ポイント、「組合の交渉で賃金が上がる」が1.16ポイントでした。

「組合に関して」は、「組合が労働条件をきちんと決めてくれる」が最も高く、1.56ポイント、続いて、「組合が安全衛生を重視している」が1.45ポイント、「何かあれば組合が守ってくれる」が1.41ポイント、「組合が苦情を聞いてくれる」が1.408ポイントでした。

今後は労供研究会の成果を活かし、労供事業を広めるとともに、労供事業法制定に向けて運動を進めていきたいと思えます。

(注)「利点だと思う」が2点、「どちらともいえない」は1点、「利点だとは思わない」は0点、としてポイント化。

(2) NPO 派遣労働ネットワークなど、非正規労働者に関する運動体などと連携して運動を進める。

NPO 派遣労働ネットワーク (<http://haken-net.or.jp/>) (以下、派遣ネット) では派遣スタッフの権利向上のために、派遣トラブルホットライン、派遣スタッフアンケート、学習会やシンポジウムなどさまざまな活動を行っています。

政府は、特定労働者派遣事業(届出制)と一般労働者派遣事業(許可制)の区別の廃止や専門 26 業務を撤廃し、派遣期間を原則 3 年とするなどの労働者派遣法の改正案を 3 月 13 日の閣議で決め、国会に提出しました。

派遣ネットでは、労働者派遣法改正案提出前の、3 月 10 日に院内集会「労働者派遣制度の見直しは格差を解消するか!？」を開催しました。(資料 13「3・10 院内集会レポート」参照)

また、今年の国会でも改正案が提出されましたが、改正案が派遣労働者のみならずすべての働く者にどのような影響を与えるのかを Q&A で解説したパンフレットを作成しました。

介護に関しては、以前、労供労組協参加の介護・家政職ユニオンと東京ユニオンが中心となり、ケアワーカーズユニオン(下町ユニオン)などと共に介護労働者の地位と労働条件の向上を図ることを目的に介護・福祉ユニオンネットワークが結成され、厚生労働省へ要請を行うなど、7 年ほど前まで活動していました。

その後、活動が途切れていましたが、介護保険の改正などに伴う環境の変化や介護・家政職ユニオンの事業活動の後退など、様々な課題の解決に向けて共闘すべく、介護・福祉ユニオンネットワークの再発足に向けて準備中です。

この間、介護・家政職ユニオンと東京ユニオンが中心になり、昨年、8 月 6 日に「2015 介護保険法改正の論点と課題」と題した学習会を開催、12 月 15 日に世田谷区と交渉、また、今年、3 月 9 日には厚生労働省へ要請を行っています。(資料 9「介護労働者の処遇改善に関する要請書」参照)

(3) 行政に関与する労働者派遣事業適正運営協力員、しごと情報ネット運営協議会委員などに引き続き参加する。

労供労組協の 4 役からは東京都労働者派遣事業適正運営協力員に太田武二、真島勝重および横山南人の 3 名の委員(資料 10「東京都労働者派遣事業適正運営協力員名簿」参照)、しごと情報ネット運営協議会委員には横山南人を委員として出しています。

平成 26 年度の労働者派遣事業適正運営協力員会議は昨年 5 月 21 日と 12 月 3 日の 2 回開催されました。

協力員会議では指導監督状況、職業安定、労働基準や雇用均等関係についての行政運営の報告、派遣労働(資料 11「東京都労働者派遣事業適正運営協力員会議資料」参照)に関する実態調査についての報告がありました。

しごと情報ネット(<http://www.job-net.jp/>)運営協議会は今年の 2 月 25 日に第 36 回運営協議会が開催され、しごと情報ネットの運営状況(サイトのアクセス数など)、平成

27年度の予算要求や平成26年度のアンケート結果などの報告（資料12「第36回しごと情報ネット運営協議会資料」参照）がありました。

3. 労供事業の深化と豊富化に向けて

(1) 労供事業の事業主性を追究し、労供組合を社会労働保険の適用事業者とするようにする。

労供事業で働く組合員は雇用労働者です。労供労組協では発足当初から労供組合に事業主性を認めるよう厚生労働省に要請をしてきました。その回答として1999年12月の職安法改正で供給・派遣の仕組みの下、擬制的に事業主性を確保し、社会労働保険が適用できるようになりました。

しかし、供給・派遣は表向き労働者派遣となり、本来の供給ができないため、労供組合が社会労働保険の適用事業者となるよう引き続き運動を進めます。

(2) 労働者が労働市場の支配力を高めるために、労供事業とともに職業教育、共済活動、統一的な労働条件形成、労働相談の機能向上を追究する。

新運転では、人材育成センターを開設しながら専門職員を置くことができずに、取り組み課題として長年経過していましたが、昨年、組合員から公募し、専従職員を配置することが出来ました。そして、新規加入組合員を対象に労働組合の労供事業の周知徹底と併せて、供給先事業の協力も得て生コン、清掃車の実技、作業実習と就労マナーの向上などに取り組んでいます。

企業組合ケアフォーラムではホームページ (<http://www.care-forum.com/>) でヘルパーの一般の業者に比べて高い賃金レベルを公開しています。また、コンピュータ・ユニオンの労供事業宣伝（求人）ページ (<http://www.union-net.or.jp/>) でも、賃金の実態を公開しています。

これらは、統一的な労働条件形成とは言えませんが、それに向けての足がかりになればと思います。

4.運営

- ①事務局ニュース「ろうきょう通信」を発行する。
- ②機関紙「ろうきょう」を発行する。
- ③総会を年1回、幹事会を年2回以上開催し、4役会議は随時開催する。
- ④秋季学習会を開催し、雇用システムの活性化、労供事業のあり方を学習する。
- ⑤会費は現状どおりとし、必要な財政措置はその都度幹事会に諮る。

機関紙「ろうきょう」は第53号および第54号(資料4-1、4-2参照)を発行しました。

第53号では昨年の総会の報告および労供研究会の「労働者供給事業(労供)組合員の就労実態と意識に関する調査」の全体の調査結果(グラフ)を掲載しました。

第54号では労供労組協結成30周年祝賀会および記念講演を掲載しました。

労供労組協事務局ニュース「ろうきょう通信」はNo.52、No.53を発行(資料5-1、5-2参照)しました。

幹事会については、昨年、昨年7月11日と10月6日の2回開催しました。

第1回幹事会では、労供労組協結成30周年事業について討議されました。

第2回幹事会では、引続き労供労組協結成30周年事業について討議され、30周年記念ビデオ作成、記念講演および祝賀会の具体的な内容について検討しました。

例年の秋の学習会は、今期は30周年記念事業の位置付けで、記念講演を行いました。

記念講演は、テーマを「非正規労働問題における労供事業の意義と役割」とし、講師に労供研究会座長で國學院大學経済学部教授の橋元秀一氏を迎えて行われました。

講演では、橋元先生は労働組合の役割を労働市場と経済原理から明らかにし、労組労供の役割と意義について、①就労の長期安定化、相対的に安定したより高い賃金・労働条件を実現、②労働組合の組織拡大と活性化、機能強化、③多様な働き方を可能とし、より良い就労機会を提供、の3点を上げ、「こうした労働組合のありようは、今日重要になっている非正規労働者の組織化において、ますます活躍が期待される。」と話されました。

4役会議は随時行い、今期は計10回開催されました。

II.2015 年度活動方針

1.主な活動課題

(1) 労働者の権利の維持・拡大

- ①労働者派遣法に反対し、労働者供給事業法の制定（※）に向けて要綱案を検討する。
- ②労働・職安行政の動向に対応し、労働者供給事業の拡充を図る。
- ③労供労働者の均等待遇とディーセントワークの実現を目指す。

（※）名ばかり労働組合の労供事業者を排除できる仕組みの確立を前提とする。

(2)労働者事業体の強化・発展

- ①「供給・派遣」や「供給・請負」などにおける事業体として労働者協同組合の活用を検討する。
- ② 労供事業の拡充・事業法制定に向けてナショナルセンターや政治・行政に働きかける。
- ③ 違法な派遣、請負、労供を摘発し、労働条件や法令順守などにおける供給の優位性を示す。

(3) 労供事業を行っている、あるいは、行おうとする労働組合との関係を維持し、労供労組協への参加を呼びかける。

(4) 労働者派遣法が規制強化される中で、冊子「労供・派遣事業の手引き」やパンフレット「派遣はダメ！労供を始めよう」を活用し、労働組合関係団体に労供事業を働きかける。

(5) 日雇雇用保険と特例健康保険適用の改善を求める。

2.他団体、行政との協力

- (1) 國學院大學経済学部での労供研究会の成果を活かし、労働者供給事業法制定運動を進める。
- (2) NPO 派遣労働ネットワークなど、非正規労働者に関する運動体などと連携して運動を進める。
- (3) 行政に関与する労働者派遣事業適正運営協力員、しごと情報ネット運営協議会委員および同協議会作業部会などに引き続き参加する。

3.労供事業の深化と豊富化に向けて

- (1) 労供組合が社会労働保険の適用事業者となるよう労供事業の事業主性を追究する。
- (2) 労働者が労働市場の支配力を高めるために、労供事業とともに職業教育、共済活動、統一的な労働条件形成、労働相談の機能向上を追究する。

4.運営

- (1) 事務局ニュース「ろうきょう通信」を発行する。
- (2) 機関紙「ろうきょう」を発行する。
- (3) 総会を年1回、幹事会を年2回以上開催し、4役会議は随時開催する。
- (4) 秋季学習会を開催し、雇用システムの活性化、労供事業のあり方を学習する。
- (5) 会費は現状どおりとし、必要な財政措置はその都度幹事会に諮る。